

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (27. 3 定)			
日 時	平成 2 7 年 9 月 1 1 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 8 時 3 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、佐々木副委員長、秋元・高橋（龍）・斉藤・鈴木・ 酒井（隆行）・中村（吉宏）・川畑各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、 産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋龍委員、川畑委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中村岩雄委員が高橋龍委員に、松田委員が秋元委員に、小貫委員が川畑委員に、山田委員が鈴木委員に、前田委員が酒井隆行委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、公明党、民主党、新風小樽、自民党の順といたします。

共産党。

○川畑委員

◎除雪問題について

それでは、まず除雪問題について質問します。

この除雪問題については、本会議以降、昨日も相当質問されて、私の質問する範囲がぐっと狭まったという感じがしています。その中でも、私自身の理解していないところもありますので、その辺について質問させていただきます。

最初に、小樽市の市道の総距離は何キロメートルあって、除雪延長距離は何キロメートルあるのか、まずお答えください。

○（建設）雪対策課長

本市の市道延長と除雪路線の延長についてのお尋ねですけれども、市道の延長といたしましては、約580キロメートルございます。そのうち、除雪路線となっているものが513キロメートルでございます。

○川畑委員

580キロメートルと513キロメートルで、その差が67キロメートルあるわけですが、それは除雪されていないのでしょうか。

そしてまた、されていない理由がわかればお答えください。

○（建設）雪対策課長

先ほど答弁させていただきました除雪路線513キロメートル、これから外れている市道につきましては、基本的に狭隘路線、本当に幅の狭い道路がほとんどでございます。基本的に除雪作業ができないという路線でございます。そういう状況で、基本的にこの対象外の路線については除雪作業は行ってございません。

○川畑委員

今の狭隘路線という話なのですが、除雪していない道路はどんな道路、例えば管理道路なども含まれているのでしょうか。その辺も含めてお答えください。

○（建設）雪対策課長

今、お尋ねがありました管理道路につきましてはもともと市道に入っておりませんので、基本的には市として除雪している道路ではないということでございます。

除雪していない道路についてのお尋ねですけれども、基本的には、先ほど答弁させていただきましたが、やはり道路が狭くて、なかなかもう除雪路線として除雪を行っていくことができないというところで、この除雪路線から外しているということでございます。

○川畑委員

それで、除雪の延長距離が513キロメートルと伺ったわけですが、第1種路線、第2種路線、そして第3種路線のそれぞれの延長距離はどういうふうになるか、示していただけませんか。

○（建設）雪対策課長

除雪路線の種別別の延長についてのお尋ねでございますけれども、まず第1種路線は127キロメートルとなっております。それと、第2種路線が260キロメートル、そして第3種路線が126キロメートルという内訳になってございます。

○川畑委員

それを合わせて513キロメートルということなわけですね。

それで、当委員会の前に、私は雪対策課から地域総合除雪業務の地域別、そして除雪路線の種別別一覧表をいただいたのですが、その数字と若干違うようなのです。その辺を説明していただけませんか。

○（建設）雪対策課長

せんだって、事前にお渡しした資料は、あくまでも地域総合除雪ということ、総合除雪で私どもが業務委託をかけている除雪延長ということでございまして、全市の中で除雪路線513キロメートルあるわけなのですが、このうち、例えば石狩湾新港地域、こちらは地域総合除雪と切り離して除雪をしているということもございまして、また臨港地区のほうも別途除雪を行ってございますので、こちらの路線の延長が地域総合除雪の総数から落ちているということでございます。

○川畑委員

なるほど。その石狩湾新港だとか、港湾の道路もそうなのですか。

そうすると、この表には、概略内容から学校除雪を控除したと書いてあるのですが、それも含まれるということなのですか。

○（建設）雪対策課長

せんだって、お渡しさせていただきました地域総合除雪として、私どもが業務委託をかけている延長の中には、学校除雪の数字は入ってございません。

○川畑委員

それで、問題は、私は第3種路線が重要だと考えているわけです。

その生活路線である第3種路線に何回除雪が入っているのか知りたいのです。まず、その入っている回数がわかればお答えいただけますか。

○（建設）雪対策課長

第3種路線の除雪の回数でございますけれども、私どもデータの押さえてございますのは、第3種路線の合計の平均ということですが、昨年度で言いますと、約6回ぐらいの除雪が入っているという状況でございます。

○川畑委員

平均で6回ということですね。ということは、それよりももっと入っているところもあるし、入っていないところもあるということなわけですね。

実は、私のところに市民の方から、一度も除雪が入っていないのだという苦情が来ているのです。例えば、わざわざこのように写真もつけて送ってくれているのですよ。本当なのかなと思ったのですが、いろいろ聞いてみるとやはり入っていないというのですね。そういうところは把握されていますか。

○（建設）雪対策課長

第3種路線の中で、除雪が均等に入っていないというのが前提なのですが、やはりこの第3種路線におきましても、その道路の幅員というのが、ある程度その作業の濃淡に影響してきてございまして、どうしても道路が狭いと

ころになりますと除雪自体ができないということで、年に 1 回ぐらいの排雪をもって対応させていただいているという路線も現実としてございます。

そういう中で、基本的には何らかの除雪なり排雪するなりで対応させていただいているのですが、今までのこの状況を聞いた中では、逆に市民のほうで、私たちの年に 1 回の排雪を待てないというところで、地域で対応させていただいて、結果的に私どもが作業に入っていない路線もあるということでは聞いてございます。

○川畑委員

平均で 6 回ということだったので、年に 1 回の排雪も含めると、まず入っているのだということを主張したいのだろうと思うのですが、入っていないところをどんなふうにしてこれから調査していくのかということが問題だろうと思うのです。

私は、今回、ステーションを 6 から 7 に分けて、七つの除雪拠点に分割しているのですが、その理由が、各除雪拠点の機動力の向上だとか、作業量の均衡だとか、市民の苦情の多いところに増設したと報告されたと思うのです。

それで、本会議で示された苦情・要望は、第 2・第 3 ステーションは確かに一段と多くなっています。例えば、第 1 ステーションが 452 件であれば、第 2 ステーションが 607 件と、そして第 3 ステーションも 997 件と一番多くなって、合計で 3,306 件だということがあるわけですが、私が聞きたいのは、平成 26 年度の場合、路線別で苦情件数を把握されているかどうかお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

市民の要望というところで、この路線別に整理をしているかとお尋ねでございますけれども、私どもはステーション単位で整理はしてきているのですが、大変恐縮ですけれども、路線別に第 1 種、2 種、3 種と分けて整理はしてきてございませんので、これらについてはお答えできる状況にございません。

○川畑委員

把握していないということであれば、平成 26 年は、第 2、第 3 ステーションで苦情が多いのですが、具体的にどんな内容の苦情が多いのか、把握されていますか。

○（建設）雪対策課長

平成 26 年度におきます第 2、第 3 ステーションの市民要望の内訳でございますけれども、まず第 2 ステーションから説明させていただきますと、一番多かったのが除雪の依頼に関する要望でございます。第 2 ステーションは 607 件ございますが、このうち、除雪依頼の要望が 176 件、そして 2 番目に多いのが排雪の依頼になってございます。こちらが 124 件、そして、3 番目が除雪後の苦情になりまして、これが 84 件ということでございます。

次に、第 3 ステーションについてですが、第 3 ステーションは、総数 997 件ありまして、一番多いのが除雪の依頼が 482 件、2 番目に多い排雪の依頼が 110 件、そして除雪後の苦情が 3 番目に多くて 95 件ということで、両ステーションとも除雪依頼、そして排雪の依頼、そして除雪後の苦情と、これが多い状況になってございます。

○川畑委員

私は、いろいろな市民の方から話を聞いていて、第 1 種、2 種よりも生活路線がやはり一番住民の方々の悩みだと思うのです。それが私は一番多いのではないかなという、これはあくまで推測にすぎません、具体的な数字が出ていないということなのですから。そういう点で、第 3 種路線である生活路線について重点的に私は質問させていただくわけです。

それで、除雪出動基準の見直しの関係なのですが、平成 27 年度除雪費の概要では、第 2 種路線を対象に、降雪 15 センチメートルから 10 センチメートルとすると、これを 7 回増やして 20 回を見込んでみると、7,500 万円の予算計上は増加した 7 件分だと聞いているのです。その除雪出動態勢の見直しで、第 2 種路線を対象として出動回数を 7 回増やすことでこの金額が計上されているわけですが、これを第 3 種路線、生活路線に出動するとどれぐらいの除雪回数が可能になるのか、お示しいただけますか。

○（建設）雪対策課長

まず、この7,500万円の内訳ですが、除雪回数を7回増やすと、あわせて、日常路線の中で想定される排雪も多少見込んでこの7,500万円という予算を上げさせていただいております。この金額をもって、例えば第3種路線で行った場合どうなるかというお尋ねですが、第3種路線になりますと、さらに道路幅員が狭くなっていくという状況もございまして、その辺と排雪費との兼ね合いというのが出てくるかと思っています。具体的な試算はやってはいないのですが、少なからず7,500万円あれば除雪とか排雪を含めて少しは作業の向上は図れると思うのですけれども、どのぐらい作業量が増えるかということについては、排雪の状況も想定できませんので、今の段階では御回答でき得るという状況にございません。

○川畑委員

要するに、排雪する費用の関係があつて具体的な回数は言えないということなのですね。それもわからないわけではないのですが、やはり第3種路線の、生活路線の中では、その除雪の回数を何としても増やしてほしいという要望が市民の切たる願いだろうと思っています。

それで、基本的に排雪しない生活路線の雪押し場について280か所の協力を得ているという話は聞きました。それで、これを拡充するために、平成28年度から拡充に向けて、固定資産税の優遇などの措置を検討していると伺っているのですけれども、私の考えですが、雪押し場の確保は、民有地の空き地利用では、やはり貸すほうも年に1度でも排雪作業をしてもらわなければお貸しするとはならないのではないかと思います。その辺についてはいかがですか。

○（建設）雪対策課長

今の排雪の関係なのですが、お借りしている、お貸ししていただける雪堆積場の排雪というところで答弁させていただきたいと思うのですけれども、雪堆積場として優遇措置を今後考えながらお借りするという中においても、実際にはなかなか増えていかない、すぐさま拡充するのは難しいだろうと思っています。

その中の一つの要因としては、今、御指摘があるように、私どもが雪押し場をお借りしても、春先になったときに、やはり夏場に利用したい市民の方もおられると、要は畑にしたいとかというのもあるのですが、その際に雪が残っているときに、要はその排雪を私たちがしなければならなくなりますと、本来の目的である排雪の効果が、やはり排雪費の抑制というのが薄れてくるものですから、私どもとしてはできるだけ置きっ放しにさせていただきたいという、そういった雪押し場をお借りしたいというのが基本的な考え方でございます。

ただ、今回、制度を検討していき、実際に運用を始めた中で、やはりそういったものが支障になってなかなか増えないというのであれば、最終的には費用対効果もあるとは思いますが、春先に雪割りをするですとか、春先までに一定程度解けてくるということもございまして、そういった中の排雪費の抑制効果がどのぐらいまで表れるかということも踏まえた中で、その辺の排雪の検討というのはしてみたいとは思っています。

○川畑委員

要するに、排雪しないで、雪が解けるのを待ちたいのだと、そういう気持ちはわかるのですが、現実には、そういう民有地は、なかなか貸してもらえる要素というのではないのではないかと私は心配しているのです。ですから、それを何とか工夫して、やはり若干の費用がかかっても第3種路線の除雪を進めるために、その辺を、今後、考慮していただきたいなど思っているところです。その辺についてはどうでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今、委員の御指摘のあった視点というのは、本当に大切な、重要な視点だと思っています。

私どものこの雪押し場の考え方というのは、基本的には排雪コストの抑制を前提として考えてございまして、春先になって、ある程度その雪を処理するということを行った上でもやはり効果が得られるというのであれば、当然その辺の考え方についても検討し、そういった土地をお借りすることも考えていきたいと考えてござい

す。

○川畑委員

少し質問の方向を変えたいと思うのですが、除雪路線調査業務についてお伺いします。

本会議での答弁では、除雪路線調査業務を実施するとして、その目的は、除雪路線の道路幅員、それから勾配、占有物件、家屋の張りつき状況、空き地状況などの情報を一元的に整理しながら、雪押し場の確保や工夫を凝らした除排雪方法を検討するとしているのですけれども、私がこれを受け止めた場合に、その除雪基準の見直しを基に、第1種路線と第2種路線を中心にしていて受け止めているのですが、これは私の受け止め方の間違いでしょうか、お答えください。

○（建設）雪対策課長

今回、予算に上げさせていただいております除雪路線調査業務は基本的に市の除雪路線、第3種路線も含めて全て行っていくということで考えているところでございます。

○川畑委員

そうしたら、それは第3種路線への対応も入っているということなのですね。

○（建設）雪対策課長

まずは、第3種路線も含めまして、路線の状況等をしっかり把握したいということでございますので、その辺で調査をきっちり進めていきたいというところでございます。

○川畑委員

除雪問題で、最後に要望なのですが、市民から全く除雪に入っていないという苦情が先ほど紹介したようにあるわけですね。今度、その除雪の路線調査をすれば、当然、市民からのいろいろな苦情も、その除雪の路線調査の分野に連絡したほうがいいということになるのですか。

○（建設）雪対策課長

今回、進めさせていただきます除雪路線調査の中では、これまで御説明させていただきました道路の構造等、また、沿道の条件というのを基本的にまず押さえますが、そのほかにも、現状、どのような除雪作業をやられているのかとか、また市民の、この路線単位でどんな苦情が来ているのかというのも、路線、または区間別に整理をしていきたいと考えてございます。

○川畑委員

◎国民健康保険事業特別会計について

それでは、国民健康保険事業特別会計についてお伺いしたいと思います。

まずは、国保会計の療養諸費が、平成25年度では2億8,128万1,000円、そして26年度では1億3,994万7,000円の不用額を出しております。これは、決算書に出ている数字です。

これは、受診抑制があるのではないかと私は受け止めるのですが、いかがでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

不用額の原因が受診抑制にあるのではないかとということでございますけれども、不用額につきましては、あくまでも予算と決算の差額ということで、予算をどのように見込むかによりまして不用額も増減するということになりますが、平成25年度、26年度の不用額につきましては、予算で見込んだよりも被保険者数の減少は大きかったということが一番の原因であると考えております。

○川畑委員

そうしたら、受診抑制ではなくて、被保険者の数が減っているという捉え方でいいのですか。

○（医療保険）国保年金課長

受診抑制ということにつきましては、私どもでそういった調査を行うことも非常に難しいということもございま

すし、ないということを明言できませんけれども、私どもの持っているデータで、平成24年度から26年度の受診率ということで、これは100人当たりのレセプト件数ですが、これを比較しましても、年々上昇の傾向にありますので、基本的には必要な医療は受けていただいているものと考えております。

○川畑委員

私も、その辺をもう少し調べていきたいなと思います。

それで、平成26年度財産目録で見ますと、国民健康保険事業運営基金の残高が1億6,094万8,657円となっております。27年度の補正予算では、返還金が9,745万4,000円計上されているわけですが、その上ででも、基金積立金が2,146万4,000円計上されているわけですが、これを合わせると基金の残高が1億8,241万2,000円となると思うのです。基金積立ての金額は、今の数字で間違いございませんか。

○（医療保険）国保年金課長

基金の残高でございますが、補正予算に上げた内容では、前年度繰越金と、それから基金の利子の分が若干ございますので、それを合わせて1億1,891万8,000円になりますけれども、ここから国の返還金の分、9,745万4,000円引いた残りの2,146万4,000円を基金に積み立てるということでございまして、現在の残高が1億6,095万5,000円ほどになります。これに今申し上げました2,146万4,000円積み立ていたしますと、1億8,240万9,000円ということになります。

○川畑委員

若干、下のほうが違っていたようではありますが、1億8,240万9,000円ということですね。

根拠は、国保の通知を、皆さんの請求もされておりますので、これを変えるとはならないと思うのですが、ぜひ来年度については、保険料を引き下げのために最大限の努力をしてもらいたいと思うのです。それについてはいかがでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

基金を取り崩して保険料を引き下げようというお話だと思いますが、基金の取崩しにつきましては、保険給付費に不足が生じた場合など、その財源に充てるということを基本にしております。また、国からも、将来の明確な財政見通しがないまま、安易な保険料の引下げ及び給付率の拡充等の経費に充てるための基金の取崩しを行うことは国保財政運営上、適切でないとの通知もございます。またさらに申し上げますと、保険給付費につきましては、できるだけ不用額が多額にならないように、ぎりぎりのところで見込みをされております。

医療費につきましては、近年、基本的に増加の傾向にありますし、インフルエンザなどはやりますと億単位で増加するという場合もございます。このようなことを考えますと、ある程度の基金残高を確保しておく必要があると考えておりますが、全体の趣旨を見て、できるだけ保険料が上がらないようにということで考えております。

○川畑委員

一つお願いをつけ加えますが、道内の主な10市の中で、一般会計からの国保会計の繰入れが低いのは、小樽はたしか下から2番目くらいだったと思うのです。ですから、そういう点も含めて、ぜひ一般財源からの繰入れも検討しながら、保険料の引下げを検討していただきたいと改めてお願い申し上げて、国保の質問について終わらせていただきます。

◎介護保険事業特別会計について

続いて、介護保険事業特別会計について質問させていただきます。

介護給付費の準備基金残高が、3億2,732万6,950円となっていたと思います。平成27年度補正予算では、基金積立金が3,101万4,000円加えられて、3億5,834万円になると思います。

毎年のように、保険給付費の不用額が、例えば26年度決算では1億349万1,000円となっていて、1億円を超えているのはどういう理由なのか、お答えいただきたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

平成26年度決算におけます介護保険事業保険給付費の不用額についてでありますけれども、保険給付費の予算編成に当たりましては、前の3から4年度分の給付実績の伸びなどを基にいたしまして、それぞれのサービス種類ごとに当該年度のサービス利用料を見込みまして、また、年度内に不足とならないよう経費の積算を行っております。

ただ、実際のサービス利用につきましては、必ずしも見込みどおりにならないということも実態であり、過不足のない利用料を見込むことは極めて困難であると考えます。

26年度決算での保険給付費の不用額であります1億349万1,000円ありますが、保険給付費全体の決算額136億6,004万7,000円の1パーセントに満たない0.75パーセントでありまして、この金額につきましては、ほぼ予算どおりの執行であると我々は考えているところです。

○川畑委員

0.75パーセントという際どいところまでいっているのだよということを言いたいのだろうと思うのです。

それで、介護保険サービスの利用者状況から見ると、平成24年度では、認定者数が9,669人、そして利用者が7,626人と78.9パーセント、そして25年度の認定者数は1万84人、そして利用者が8,051人で、79.8パーセント、26年度の認定者は1万476人で、利用者が8,293人、79.2パーセントと、こういう状況になっているわけで、この3年間だけを見ても8割に満たない状況だと思います。この要因について説明していただけますか。

○（医療保険）介護保険課長

認定を受けた方々に対しまして、利用者数が79パーセント台ということではありますが、理由につきまして、特に私どもで詳しく調べたところではございませんけれども、将来のためにいつでもそのサービスが使えるようにあらかじめ認定を受けておくのだというようなお話をお聞きしたこともありますが、実際に、その2,000人なりの方々が、どういう理由で認定を受けてサービスを使わなかったかというところは調べておりません。

ただ、この79パーセントの数字なのですが、道内の他都市の数字を見ますと、小樽市は低いほうといえますが、認定を受けてサービスを受けられない方の数が多いという状況にあります。例えば、札幌市や江別市は同じように78パーセント、9パーセント台という数字であります。苫小牧市は88.2パーセント、北見市が88パーセント、旭川市では84.6パーセント、このように80パーセントを超えて利用されているということもございまして、今後、小樽市がどういう状況なのかということは確認をしていく必要があるのかなとは思っております。

○川畑委員

小樽は、私の見るところでは、やはり介護を受けたくても受けられないというか、財政的な問題もあって受けられないということもあるのではないかと非常に危惧しているところです。

それで、平成25年度、道内の152の保険者で、第1号被保険者の保険料滞納額が約9億6,000万円に上るという報道がありました。

小樽市では、25年度の滞納額が4,945万円となっていると思います。それで、保険料の上昇と収入の減少などで、滞納のそういうのが背景にあるのではないかと思います。保険料が高くて払えないという実態だと思うのですが、その辺はどのように把握されていますか。

○（医療保険）介護保険課長

保険収納担当の課長が、今日、出席しておりませんので、詳しい状況については私のほうで把握しておりません。

○川畑委員

私も、その辺は事前にお話ししていなかったもので、答えられないのかなと思って、後でまたお知らせください。

それで、今期の保険料は、基準額で5,800円に値上げになったわけです。これは大きな負担だと私は受け止めているのですが、全道の平均でも5,134円です。そして、全国の平均でも5,514円です。平成29年度までの保険料は決められているのですけれども、来期、要するに第7期は保険料を下げるために基金も使いながら一般財源等も考慮し

て、最大限の引下げを求めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

介護保険料についてですが、平成30年度からの第7期での介護保険料につきましては、高齢者の人口が今後さらに増加する見込みであります。また、これに伴いまして介護サービスの利用者も増加していくと見込まれるところでもありますので、なかなかその保険料が下がるということは難しいと考えております。

ただ、その時期、計画策定時には、改めてサービスの利用料などを見込んだ上で、できるだけ保険料の上昇にはならないということも考慮していく必要があると考えております。

また、今、委員からお話がありましたとおり、基金の活用等も次期計画策定時点で残高がどのくらいあるか、まだ今の時点ではわかりませんが、状況により可能であれば、保険料低減のために取崩しなども検討していくことになろうかと考えております。

○川畑委員

よろしくをお願いします。

◎日本海漁業振興緊急対策事業費補助金について

日本海漁業振興緊急対策事業費補助金について質問させていただきます。

日本海のウニ漁というのは、年々減少傾向にあります。今、もうナマコ漁というのは、沿岸漁業者にとって重要な事業だと言われています。

先日、漁業者のところに行って聞いてきたのですが、今、ナマコは乾燥させて中国へ輸出すると貴重品で、業者いわく海の黒いダイヤだと言っていました。まあそうかなと、なるほどなと思いつつ聞いてきたのですが、これを狙って、潜水する密漁者が後を絶たないということのようです。漁業者は、天然のナマコを深いところからとって浅瀬の、自分の目の届くところに持ってきて放している。それで、そういう移動をさせながら密漁の監視もあわせてやっているのだと、そんな話を聞いてまいりました。

それで、今回の事業費の補助金の関係で、この事業の内容をまず知らせていただきたいと思います。

○（産業港湾）水産課長

日本海漁業振興緊急対策事業費補助金の事業の内容であります。この事業につきましては、ナマコの種苗を1万個購入しまして、祝津、忍路の両漁港、それと高島漁港区において、ナマコの種苗を3年間育成して、その間、給餌条件を変えたりして生育度や残留率のデータを収集して、事業化に向けて検討を行っていくというものです。

それで、事業費につきましては、種苗購入費、育成用のかごですとか、あと施設設置のためのロープや浮き玉等で、総額297万円ということ。それで、事業費の2分の1の148万5,000円につきましては、北海道からの間接補助を受けるということになっております。

○川畑委員

この事業の実施主体はどこになるのか聞かせていただけますか。

○（産業港湾）水産課長

この事業の実施主体は、小樽市漁業協同組合です。

先ほど補助金の内容をお知らせしましたが、まず北海道が、先ほども川畑委員のお話にもありましたように、日本海地域の漁獲量の減少、あるいは漁業者の所得がほかの地域に比べて日本海側が低いということを踏まえまして、日本海側の漁業の発展、あるいは安定、また、漁業生産の向上を図るということを目的として創設した補助金制度で、これを活用して漁協が事業を行うということになります。

○川畑委員

私も、先日、漁業者からいろいろ話を聞いた中で、この後志管内では、各自治体によってナマコの養殖事業をしているようだけれども、実施方法に今はいろいろ違いがあるようなのですが、小樽における養殖方法はどんな方

法をとっているのか、説明していただけますか。

○（産業港湾）水産課長

小樽における養殖方法ということでありますが、小樽においては、先ほど申し上げました 3 港ともに海面に浮き玉をつけたロープを張りまして、それをアンカーで固定します。その固定したロープに、育成かごを海中につり下げて、その中でナマコの種苗を育成するという方法を考えております。

○川畑委員

それにつけ加えますが、小樽の海岸で、30ミリの種苗を購入して、かごに入れて利用するというのを聞いたのですけれども、先ほどおっしゃられた三つの漁港の区域内というのですが、具体的にこの進捗状況をつかんでいただきたいと思いますか。

○（産業港湾）水産課長

3 港の進捗状況についてであります。まず高島漁港区につきましては、8 月 25 日に施設設置が終了しております。設置場所につきましては、漁港区内に弁天島というのがありますが、弁天島付近、札幌寄りに施設を設置しております。

次に、祝津漁港につきましては、8 月 22 日に施設設置が終了しております。設置場所につきましては、漁港内の札幌寄りに設置しております。

もう一つ、忍路漁港につきましては、8 月 30 日に施設の設置が終了しております。設置場所につきましては、漁港の防波堤の外側、忍路湾に面したほうですが、忍路湾に突き出すような形で施設の設置を終了しております。

なお、育成かごへの種苗の投入についてであります。後志地区水産技術普及指導所の指導ですとか協力をお願いする関係で、3 港ともに 9 月 15 日、順次、種苗投入をしていくということで現在聞いております。

○川畑委員

この種苗を 1 万個と聞いたのですが、どこから購入されることになっているのですか。

○（産業港湾）水産課長

種苗の購入先ですが、熊石にあります北海道栽培漁業振興公社から購入いたします。

○川畑委員

これは、非常に漁業者に言わせても、この将来の見通しの持てる事業なのだというを言っていました。これがうまくいくかどうかは、この 3 年間やってみないとわからないということもあわせて言っていたのですけれども、今回、事業費が 297 万円ということなのですが、2 年目以降の予算はどんなふうになりますか。

○（産業港湾）水産課長

2 年目以降の予算ということですが、漁協からは、ナマコの成長度合いによりましてかごを増やすですとか、そういうことを現在聞いておりますが、事業費的な積算はまだということで聞いておりますので、これから積算していくこととなります。

○川畑委員

以上で質問を終わるのですが、今回の漁業者に伺ったところ、先ほども言ったように、将来的な課題なので、小樽市もぜひ協力してほしいのだというようなことをちらりと言っていました。機会があれば、ぜひ協力をお願いしたいなと思います。そのことを申し添えて質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結します。

市長が入室されますので、少々お待ちください。

（市長入室）

それでは、公明党の質疑に移します。

○秋元委員

◎6月の人事について

初めに、6月の人事に関しまして、今回、一般質問でも質問させていただきました。改めて伺いたいのですけれども、元市長、前副市長に何人の評価を聞いたのかについては、具体的な数字を答えていただけていないのですが、まずなぜ人数を言えないか、またどういう問題があるのか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○市長

先日の一般質問における再答弁でもお話しさせていただきましたが、その人数を明確に数値把握できていないということで表現できないと御答弁を申し上げました。

○秋元委員

総務部長も、この人数はわからないですか。

○総務部長

全くわかりません。

○秋元委員

これは、内申のない人事の方について伺ったのですが、これは市長のほかにもどなたがわかっているのですか。

○市長

その人数ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

どなたもたぶんわからないと思いますけれども。

○秋元委員

驚いたのですけれども、なぜ答えていただけないのか伺いたかったのですが、実は、先日の一般質問でお話ししましたけれども、元市長も、前副市長も、人事についてのアドバイスはしていませんというお答えがあります。このことは第2回定例会でも言っていますが、内申のない方の人事にかかわる、また根拠になる部分なので、明確な数字がわからないということで答弁にならないのですよ。

前日も言いましたとおり、地方公務員法第15条の「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」との条文に基づいて、能力の実証については内申によってこれまで小樽市は行ってきたと。この昇任人事をそのとおりやってこなかったわけですから、ある意味、今、市長しか、またわからないと。これは、恣意的ともとられかねないため、委員長にお願いしたいのですが、一度休憩をとっていただいて、元市長にどういうことなのか確認してください。総務部長に確認をしていただいて、その確認したことをぜひ書面にさせていただいて、この場で報告いただきたいのと、その元市長の答えを聞いてどのように対応するのか、改めて、その報告を聞いた後に市長から答弁をお願いしたいと思います。休憩をとってください。

○委員長

このことについては、お答えはありませんか。

○市長

恐縮ですが、今の御質問については、どのような形をお話しすればいいのかちょっとわからないのですが……

(「休憩をとって確認してください」と呼ぶ者あり)

根本的に、秋元委員と私自身との中で、今、地方公務員法の話だったかと思いますが、第15条の解釈にかなりの違いがあるのではないかと感じているところでございます。

実証のお話が出ておりますが、こちらの自治六法、自治法規実務研究会の第一法規から出されている本にも書かれておりますけれども、その他の能力の実証とはということで、例えば教員、医師、薬剤師、看護師、保健師など、

略しますが、あくまでそのような特定の職務に関して一定の勤務経験を有すること、一定の学歴を有することなど、公務遂行の能力を有するのに認めるに足る、客観的には事実があることをいうと説明されておりますけれども、先日の答弁でもお話をさせていただきましたが、その人事等に伴うものに対して、その書面等でなければならないということはおたわれておりませんので、そして今お話があったように、小樽市では、残念ながら、今まで人事評価というものがありませんでした。そして、昇任に伴う昇進試験等もありません。ある解釈本においては、基本的に、その勤務成績だったり受験資格であったりというのは、今お話ししたものを指すのですけれども、それに対して、さらに内申であったり、ほかの資料等はそれに対しての補完をする資料でございますから、実際に小樽市ではそれがないので、私自身は、そのかわりに多くの方々に御意見をいただき、又はそれぞれお仕事をされている方々の状況を鑑み、その人事評価のかわりとし、さらに内申も鑑み、先日、経歴書というお話もさせていただきましたが、職員が今まで仕事はどこを渡ってきたのか、その他さまざまなものを鑑み上で人事評価をさせていただいておりますので、この法にのっとって取り組んでいると先日から答弁しているということでございます。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

酒井隆行委員。

○酒井（隆行）委員

今の秋元委員の質問に対して答えになっておりませんので、秋元委員が求めるように休憩をとって、その事実関係をしっかりと把握していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長

秋元委員は、元市長に聞いてくださいということでしたね。

○秋元委員

はい。

○委員長

それについてお答えが今できなければ、休憩したいと思いますが、いかがですか、その点について。

○市長

これについても、一般質問のときにお返事をさせていただきました。私自身も、元市長と直接お話しさせていただく機会を得ました。私としては大変ありがたかったのですが、その中で、この方は優秀だとか、こういうのにたけているというようなお話を御助言として受けたものですから、いわゆるそのお話に対して、もしかしたら私自身が勝手に人事のアドバイスと受け止めてしまったのかもしれない。

しかしながら、それも当然に前任者の、元市長の方ですから、大変重要なお言葉だと私自身は認識し、そういう思いも持って先日の答弁でお話しさせていただいたというところでございます。ですから、私自身としては事実としては異なることはありませんが、議会の発言において、そのような発言をさせていただいたことに対しては配慮は必要だということでお話しさせていただいたところでございます。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

酒井隆行委員。

○酒井（隆行）委員

先ほども申しましたが、秋元委員の質問に答えておりませんので、休憩をとって、その答えになり得る事実をしっかりと答弁していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長

秋元委員、前市長ですか、元市長ですか。

○秋元委員

元市長です。

○委員長

元市長ということは、山田元市長ですか。

○秋元委員

そうですね。

○委員長

山田元市長のことですか。

○秋元委員

はい。

○委員長

市長は、元市長というのは、山田元市長でよろしいのですか。

○市長

はい。

○委員長

その山田元市長からはお話を聞いていると言っておりますけれども。

○秋元委員

はい。昨日聞きました。

○委員長

それは違うということですか。

○秋元委員

違います。はい。

○委員長

その事実がどうなのかということをきちんと。

(「それで、市長がそこまで言うのであれば、今聞いてくださいと」と呼ぶ者あり)

(「お会いをしていないとおっしゃっていたということですか」と呼ぶ者あり)

(「いや、そうではなくて」と呼ぶ者あり)

それでは、ちょっと行き違いがありますので、休憩して調整したいと思います。

○秋元委員

行き違いというか、市長の言っていることと元市長が言っていることが違うということは一般質問で言いました。

昨日、私は直接元市長に確認しました。それで、元市長は、森井市長にもきちんと話をしているよということなので、私が今日この場で聞いたら、やはり違う答えをされていますから、もう一度、総務部長をお願いします。

総務部長が電話して、どういうことを言われているのか、書面に起こして、ここで報告してください。180度違うことですから、それが、要するに人事の根拠となる部分ですから、これが違ったら大変なことですからね。ましてや、元市長の名誉にかかわることですから、言っていないと言っているのですから、それを確認してください。

(「言っていない。何も言っていないということですか」と呼ぶ者あり)

人事についてのアドバイスはしていませんということです。確認してください。

○総務部長

済みません。確認をさせてください。

私が確認をすべきことは、元市長が森井市長にお話ししたことは何だった……

(「人事のアドバイスをしましたかということなのですね」と呼ぶ者あり)

しましたかということ。

(「はい。詳細については、私知っていますけれども、もう一度改めて総務部長が確認して、どう
ということなのか、ここで報告してください」と呼ぶ者あり)

はい、意味はわかりました。

○委員長

それでは、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 58 分

再開 午後 8 時 27 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

秋元委員への答弁をお願いいたします。

○市長

先ほどの秋元委員の御質問にありました方が要請をしている会議録の削除及び謝罪についてですが、まず、会議録の削除につきましては、平成27年7月1日の予算特別委員会における私の発言のうち、その方を特定する役職名の削除について了承させていただきますので、お取り計らい方よろしくお願い申し上げます。

また、謝罪につきましては、私が御本人との間で解決できるよう努力をしますので、御理解をいただきたいと思
います。

なお、閉会した委員会における発言は削除できないとのことでありますので、今回の発言をもって実質的な削除とさせていただきたいと思っておりますので、この点につきましても、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○秋元委員

総務部長からの報告は。

○総務部長

先ほどの秋元委員からの御要請に基づきまして、本日の午後2時8分ごろに山田元市長に電話をいたしました。それで、本日の予算特別委員会での秋元委員の質問の中で、6月の人事異動にかかわる森井市長と山田元市長とのやりとりを総務部長が山田元市長に電話で確認するとなった旨を説明した上でお話しさせていただきました。私からは、6月の人事異動に関して、森井市長が山田元市長にどういうことを尋ねて、山田元市長はどういうことをお答えしたのかということをお聞かせ願いたいと申しましたところ、山田元市長は、特別職ではなくて一般職のことだなどという断りを入れまして、私のほうで、そうです、部長、次長、課長のことでございますということでお答えをして、山田元市長は、それについては一切相談は受けてはいないし、答えてもないということでした。私は、それに尽きるということですかということで確認をいたしまして、山田元市長は、そのとおりということでお答えしたということでございます。

○委員長

秋元委員、どうですか。

○秋元委員

まず、市長にお願いしたいのは、ここまで時間が遅くなってですね、私は早い段階で先ほど言われた方のお話もさせていただいて、違うのではないかと前回は話をさせていただいた中で、その方からも市長には直接訂正を求めるようなお話もあったかと思っております。また、その方もそのようにおっしゃっていました。また、今

回、議会の中で伝えてほしいということも二、三点伺ったのですが、先ほど市長が訂正するというので私も了承させていただきましたので、この場でその方のおっしゃっていたことを話しませんけれども、ぜひ正確な答弁をお願いしたいなと思いますし、また今日は時間がもう遅いので、これで質問を終わりますが、まずは能力の実証について改めて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑の途中ではありますが、時間も経過しておりますので、本日はこれをもって散会いたします。